

また、平成28（2016）年6月に策定された「ニッポン一億総活躍プラン」においても、希望する教育を阻む制約の克服や子育てが困難な状況にある家族・子供等への配慮・対策等の強化のための施策などについて、今後を見据えてどのように展開していくか示されたところである。さらに、平成29（2017）年12月に策定された「新しい経済政策パッケージ」においては、幼児教育の無償化の加速や、所得の低い家庭の子供たち、真に必要な子供たちに限って高等教育の無償化を実現すること等を定めている。

ア 教育の支援（文部科学省、厚生労働省）

文部科学省では、家庭の経済状況にかかわらず、学ぶ意欲と能力のある全ての子供が質の高い教育を受けられるよう、幼児期から高等教育段階まで切れ目のない形での教育費負担の軽減に取り組んでいる（第3-35図）。

初等中等教育段階においては、次の取組を行っている。

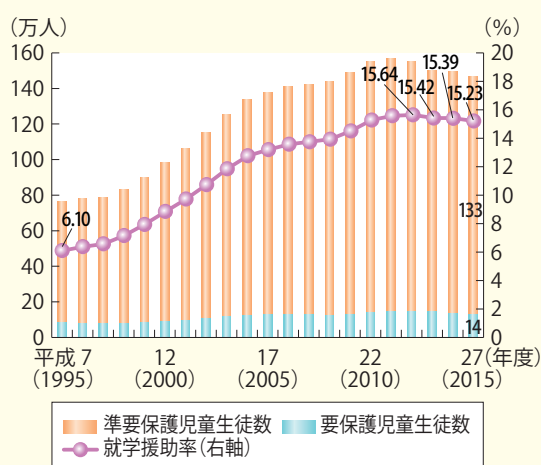
- ・幼稚園児の保護者に対する経済的負担の軽減や、公私立幼稚園間における保護者負担の格差の是正を図るため、入園料や保育料を軽減する「就園奨励事業」を実施している地方公共団体に対し、幼稚園就園奨励費補助金により所要経費の一部補助を行っている。平成29（2017）年度は、市町村民税非課税世帯第2子を受給するとともに、低所得のひとり親世帯等について負担軽減措置の更なる拡充を行ったところであり、平成30（2018）年度は、年収約360万円未満相当世帯（市町村民税所得割課税額77,100円以下）について保護者負担の軽減を図る。

- ・経済的理由により小学校・中学校への就学が困難と認められる子供の保護者に対して、各市町村が学用品の給与などの就学援助を行っている。要保護児童生徒の保護者への援助については、平成29年度より「新入学児童生徒学用品費等」の国庫補助単価の引き上げを行うとともに、入学前に支給した場合についても国庫補助の対象とした。
- ・高校生等に対しては、高等学校等の授業料に充てるために高等学校等就学支援金を支給している。また、非課税世帯及び生活保護世帯の授業料以外の教育費負担を軽減するため、各都道府県が実施する高校生等奨学給付金事業の支援を行っており、平成29年度は非課税世帯への給付額の増額を行った。平成30年度においても、引き続き非課税世帯の給付額の増額を図る。

また、高等教育段階における取組としては、意欲と能力のある学生などが経済的理由により修学を断念することがないように、独立行政法人日本学生支援機構が実施する大学等奨学金事業の充実や、各大学が実施する授業料減免への支援を行っている。特に大学等奨学金事業については、経済的理由により進学を断念せざるを得ない者の進学を後押しするため、平成29年度に給付型奨学金の創設・先行実施とともに、無利子奨学金の貸与基準を満たす希望者全員に対する貸与を実現した。平成30年度においては、給付型奨学金制度の本格的実施とともに、引き続き、無利子奨学金の貸与基準を満たす希望者全員への貸与の着実な実施を図る。

第3-35図 小学生・中学生に対する就学援助の状況

◆就学援助率は3年連続で減少しているが、その割合は7人に1人程度で高止まりしている。



(出典) 文部科学省「要保護及び準要保護児童生徒数について」

- (注) 1. 学校教育法第19条では、「経済的理由によって就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。」とされており、生活保護法第6条第2項に規定する要保護者とそれに準ずる程度に困窮していると市町村教育委員会が認めた者（準要保護者）に対し、就学援助が行われている。
2. ここでいう就学援助率とは、公立小中学校児童生徒の総数に占める要保護・準要保護児童生徒数の割合。

さらに、全ての子供が集う場である学校を貧困の連鎖を断ち切るためのプラットフォームとして位置付け、

- ・家庭環境等に左右されず学校に通う子供の学力が保障されるよう、教職員等の指導體制の充実
- ・福祉部局等との連携を図るスクールソーシャルワーカーの配置の拡充や貧困・虐待対策の重点加配

等に取り組んでいる。

さらに、地域の教育資源を活用した子供の貧困対策として、

- ・困難を抱える親子が共に学び育つことを支援する「地域の教育資源を活用した教育格差解消プラン」の実施
- ・学習が遅れがちな中学生・高校生等を対象とする原則無料の学習支援（地域未来塾）の拡充

に取り組んでいる。

厚生労働省は、平成27（2015）年4月1日に施行された「生活困窮者自立支援法」（平25法105）に基づき、生活保護受給世帯の子供を含む生活困窮家庭の子供に対する学習支援事業を制度化し、貧困の連鎖の防止のための取組を強化している。この制度化により、学習面の支援はもちろんのこと、子供の居場所づくり・日常生活の支援や家庭訪問、進路相談、親への養育支援など、各自自治体において地域の実情に応じ、創意工夫をこらした支援事業が実施されている。

また、平成30年度より、高校を中退した人、中学卒業後進学していない人などを含む「高校生世代」や小学生等に対する支援の拡充に取り組んでいる。

イ 生活の支援（厚生労働省）

厚生労働省では、平成28（2016）年度においては、支援を必要とするひとり親が行政の相談窓口確実につながるよう、相談窓口に関する分かりやすい情報提供やスマートフォンで検索できる支援情報ポータルサイトの活用等による相談窓口への誘導の強化を行いつつ、ひとり親家庭の相談窓口において、子育て・生活に関する内容から就業に関する内容まで、ワンストップで寄り添い型支援を行うことができる体制を整備し、必要に応じて、他の機関につなげることにより、総合的・包括的な支援を行う体制整備を行った。

また、相談窓口の認知度を高めるため、窓口の愛称を「こどもすくすくスクエア」と、相談員名を「こどもすくすくサポーター」とすること等を決定した。

さらに、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」（昭39法129）等に基づき、ひとり親家庭等の実情に応じた自立支援策を総合的に展開している。

また、

- ・放課後児童クラブ等終了後にひとり親家庭の子供の生活習慣の習得・学習支援や食事の提供等を行うことが可能な居場所づくり
- ・ひとり親家庭等の自立を促進するため、子供の修学等に必要な資金の貸付けを行う母子父子寡婦福祉資金貸付金による経済的支援
- ・ひとり親に保証人がいない場合でも借りやすい仕組みとするため、保証人なしの場合に有利子となる資金の利率の引下げ

を行った。

ウ 保護者に対する就労の支援（厚生労働省）

厚生労働省では、平成29（2017）年度において、自立支援教育訓練給付金について、雇用保険の受給資格があり、一般教育訓練給付（費用の2割：上限10万円）の支給を受けることができるひとり親に対しても、費用の6割（上限20万円）との差額を上乗せして支給することとした。平成30（2018）年度においては、高等職業訓練促進給付金の支給を受け、准看護師養成機関を卒業した者

が、引き続き、看護師の資格を取得するために、養成機関で修学する場合には、通算3年分の給付金を支給することとしている。

エ 住宅の支援（国土交通省）

国土交通省は、ひとり親世帯・多子世帯等の子供を育成する家庭など住宅の確保に特に配慮を要する者の居住の安定確保を図るため、低廉な家賃での公的賃貸住宅の供給の促進、子育て支援施設等の併設による公的賃貸住宅団地の福祉拠点化への支援などを推進しており、平成29（2017）年度には民間賃貸住宅や空き家を活用した住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度等を内容とする新たな住宅セーフティネット制度を創設し、住宅の改修や入居者負担の軽減等の支援を実施している。さらに、平成30（2018）年度から、既存の公営住宅や改良住宅の大規模な改修と併せて、子育て支援施設等の生活支援施設の導入を図る取組に対しても支援を行う。

オ 経済的支援（厚生労働省）

厚生労働省は、児童扶養手当について、平成30（2018）年8月支給分から

- ・全部支給に係る所得制限限度額を30万円引き上げ
- ・手当額の算定基礎となる所得額から、公共用地の取得に伴う土地代金等を控除

する見直しを行う予定としている。また、支払回数について、現行の年3回から年6回に増やすための関連法案を提出した。

さらに、未婚のひとり親家庭の母又は父を対象に、保育料の軽減や高等職業訓練促進給付金等の支給額の算定等において、寡婦控除又は寡夫控除のみなし適用を実施できるよう、各制度等の政令や通知を改正することとしている。

カ 調査研究等（内閣府）

子供の貧困対策を総合的に推進するに当たり、子供の貧困の実態を適切に把握した上で、そうした実態を踏まえて施策を推進していく必要がある。子供の貧困大綱においては、子供の貧困対策を更に適切に推進していくため、必要となる新たな指標の開発に向けた調査研究の実施について検討することとされている。平成29（2017）年度は、内閣府において、子供たちが置かれている貧困の状況及び実際に行われている各種の支援の実態を把握するため、地域における子供の貧困対策の実施状況及び実施体制についてアンケート調査を実施し、現状の把握・分析を行った。また、ヒアリングにより、地方自治体における先進事例を収集するとともに、対象自治体における子供の貧困対策の施策体系や施策の効果等について、分析を行った。

キ 官公民の連携した取組（内閣府、文部科学省、厚生労働省）

内閣府、文部科学省、厚生労働省及び独立行政法人福祉医療機構は、子供の貧困対策が国を挙げて推進されるよう、官公民の連携・協働プロジェクトとして「子供の未来応援国民運動」を推進している。主な事業としては、各種支援情報の発信や支援活動を行う団体とその活動をサポートする企業等とのマッチングの推進、民間資金を活用した「子供の未来応援基金」による草の根で支援を行うNPO等に対する支援等が挙げられる。

このうち、「子供の未来応援基金」については、企業や個人に子供の貧困に対する理解を求め、協力を呼び掛けてきた結果、平成29（2017）年度末時点で約9億7,300万円の寄付が寄せられ、平成28（2016）年秋の第1回支援に続き、平成30（2018）年1月に第2回支援として、公募に申請のあった352団体から、基金事業審査委員会による審査等を経て、79団体を選定し、同年4月からの活動に支援金を交付することが決定された。

また、内閣府では、「地域子供の未来応援交付金」により、地方自治体が地域の実情に応じて子供の貧困対策を進めていくため、関係行政機関（子供の貧困担当部署、教育・福祉部門等）、企業、NPO等との地域ネットワークを形成するための取組を支援している。平成29年度においては、居

場所づくりや相談窓口の設置等子供たちと「支援」を実際に結び付ける事業を実施する過程を通じて、関係行政機関等による連携体制を深化させる事業の実施を可能とするなど、より効果的な事業となるよう見直しを行った。

COLUMN No.4

地域に広がる子供の貧困対策のネットワーク

「子供の未来応援基金」を活用した支援事業の中から、地域における支援ネットワークづくりを進める団体の取組を紹介する。

NPO法人山科醍醐こどものひろばでは、「すべての子どもが、よりよい子ども時代を過ごすことができる環境を」という思いから、貧困に関係なく全ての子供たちが心豊かに育つ社会を目指して活動している。

学習支援や放課後の居場所づくり、遊びの支援など、様々な活動を行っている。活動に際しては、学校と連携して子供の参加につなげているほか、保護者や学校の関係者に限らず、子供に寄り添える大人が周り



(活動の様子)

にいる地域づくりを目指して、ボランティアの参画を呼びかけている。ボランティアには、参加登録までに、事前の説明や複数回の体験など段階を設けることで、参加の不安を取り除く工夫をしている。また、教員・民生委員・児童委員・自治会などを中心に子供の貧困対策に興味のある方への子供支援のノウハウに係る研修会や、これから支援活動を行う予定の団体へのコンサルティングなども行っており、子供の貧困対策に取り組む地域ネットワークの拡大に努めている。

そのほか、山科・醍醐地域にある4拠点での食事、学習支援、居場所などの提供や、大学生・大学院生などと連携したフィールドワーク型の研究として子供の困難に関する調査なども行っている。

NPO法人ビーンズふくしまでは、困難を抱える子供たちが安心して生きられる環境づくりを目指し、子供たちの「ありのまま」を受け止め、一人一人に寄り添い、自立を支援する取組を行っている。

貧困であるが故に継続された複雑な家庭背景・環境の中で生きていく子供たちは、自分たちを取り巻く劣悪な環境に困り感を持つこともなく、それが当たり前だと感じ、周りに助けを求めるともせず、地域から孤立した状態で生活していることが多い。このような状態が長期に及ぶと、子供たちは将来に生きる希望を見出せず、自立に向かうエネルギーが低下した状態に陥る。同法人は、子供が自立に向かう力を養い、貧困の連鎖を断ち切ることを目的に、家庭訪問の対象地域に、学校をはじめとする子供に関わる各機関や行政機関等、民間から行政までを含む支援チームを形成して情報共有やケース会議を行い、子供の状況に対応した適切な支援が提供できる地域資源との連携や地域の



(宿泊学習 スイカ割りの様子)

基盤整備等を実施している。

また、より多くの子供たちに適切な支援を届けるため、貧困の中で生きる子供たちの実状を発信し、子供たちが生きるエネルギーを蓄積して自立に向かうために必要な支援のノウハウを提供する取組も行っている。

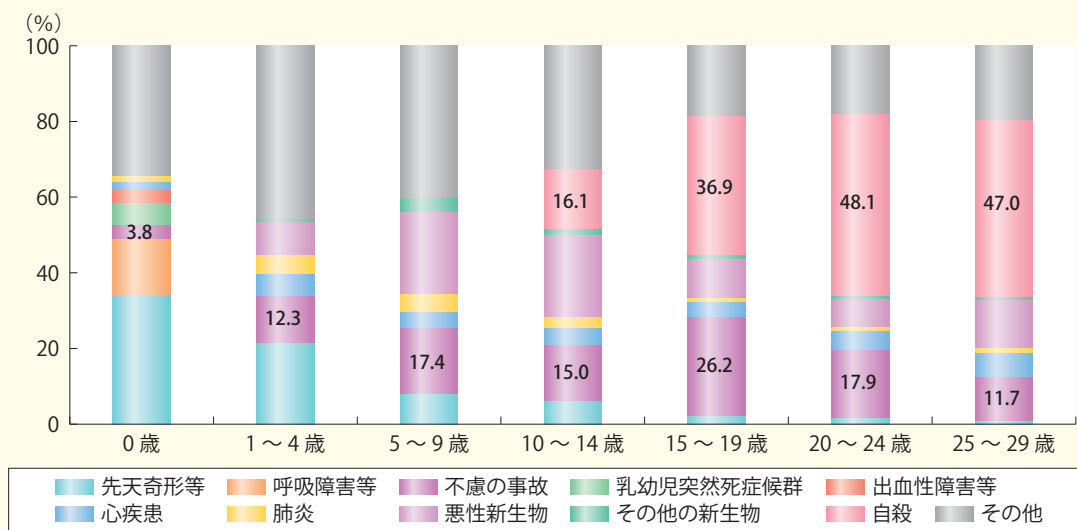
5 特に配慮が必要な子供・若者の支援

(1) 自殺対策（文部科学省、厚生労働省、関係府省庁）

30歳未満の若者の平成28（2016）年の死因をみると、10歳以上で自殺が一定の割合を占めるようになり、20歳代では約半数となっている（第3-36図）。また、自殺者について、厚生労働省・警察庁「平成29年中における自殺の状況」（平成30年3月）によると、平成29（2017）年、30歳未満の自殺者数は2,780人に上る。原因をみると「うつ病」などの健康問題が多く、19歳以下では「学業不振」や「進路に関する悩み」も挙げられている（第3-37図）。近年、自殺者数は減少しているものの、若年層の自殺対策は依然として課題である。

第3-36図 30歳未満の死因（構成比 平成28年）

◆20歳代の若者の死因の約半数は自殺である。

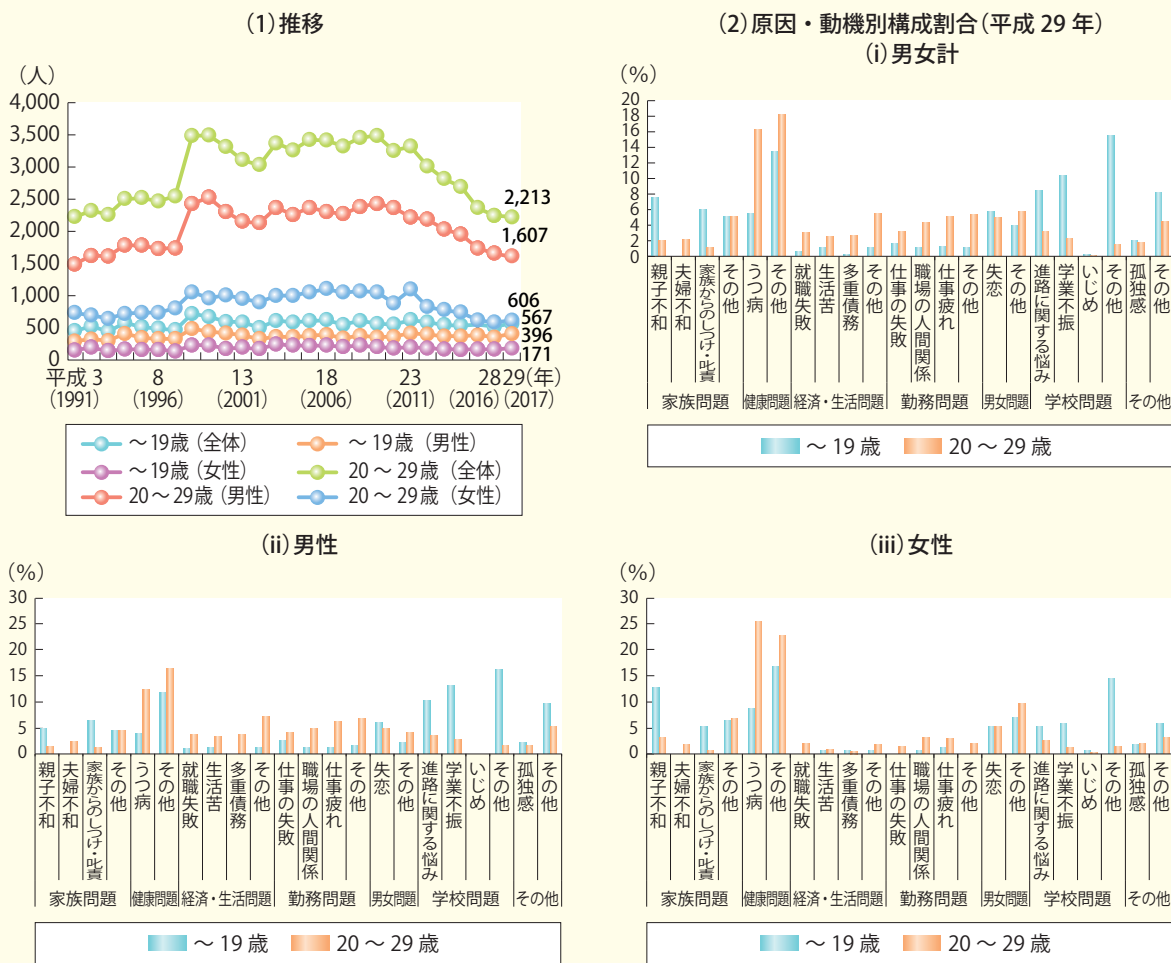


（出典）厚生労働省「人口動態統計」

（注）「先天奇形等」は「先天奇形、変形及び染色体異常」を、「呼吸障害等」は「周産期に特異的な呼吸障害及び心血管障害」を、「出血性障害等」は「胎児及び新生児の出血性障害及び血液障害」を、「心疾患」は「心疾患（高血圧性を除く）」を、それぞれ指す。

第3-37図 自殺者の状況

- ◆30歳未満の自殺者数は、このところ減少傾向にある。
- ◆原因をみると、「うつ病」などの健康問題が多く、19歳以下では「学業不振」や「進路に関する悩み」も挙げられる。



(出典) 厚生労働省・警察庁「平成29年中における自殺の状況」
 (注) (2) の原因・動機は、遺書などの自殺を裏付ける資料により明らかに特定できる原因・動機を自殺者一人につき3つまで計上したもの。

政府では、これまで「自殺対策基本法」(平18法85)に基づき、政府が推進すべき自殺対策の指針として「自殺総合対策大綱」(以下「自殺対策大綱」という。)が平成19(2007)年6月に策定され、平成24(2012)年にその見直しが行われている。平成24年に見直された自殺対策大綱は、おおむね5年を目途に見直すこととされていたため、平成28年から見直しに向けた検討に着手し、新たな自殺対策大綱の案の作成に資するよう「新たな自殺総合対策大綱の在り方に関する検討会」(以下「検討会」という。)が開催された。検討会では、我が国の自殺死亡率(10万人当たりの自殺者数)は、近年、全体としては低下傾向にあるものの、19歳以下は平成10(1998)年以降おおむね横ばいであり、20歳代や30歳代は他の年代に比べてピーク時からの減少率が低く、また、前述のとおり若年層の死因に占める自殺の割合は高いという現状を踏まえ、若年層の自殺対策に関する議論が活発に行われ、平成29年5月に報告書が取りまとめられた。報告書においては、ICTも活用した若者へのアウトリーチ策の強化を含め「若者の自殺対策の更なる推進」等が提言された。報告書等を踏まえて、新たな大綱の素案がまとめられ、パブリックコメントを経て、平成29年7月25日、自殺総合対策会議において大綱の案が策定され、同日、閣議決定された。

新たな大綱では、重点施策の一つとして、「子ども・若者の自殺対策を更に推進する」ことが掲げら